

議案第62号

磐田市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例  
の制定について

磐田市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙の  
ように制定するものとする。

令和7年6月12日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例

(磐田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 磐田市職員の育児休業等に関する条例（平成17年磐田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第22条第2号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ」に改める。

第23条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項中「部分休業の承認に」を「第1号部分休業の承認に」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第23条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき  
当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、

当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数  
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第23条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、  
毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準と  
して条例で定める時間)

第23条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時  
間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応  
じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に1  
0を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第23条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、  
配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその  
他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実  
が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」  
という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの  
子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第24条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定す  
る部分休業」に改める。

第25条中「第14条の規定は、部分休業について準用する」を「育児  
休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で  
定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする」に改める。

(磐田市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する  
条例の一部改正)

第2条 磐田市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関  
する条例(平成17年磐田市条例第225号)の一部を次のように改正す  
る。

第20条第2項中「一部(2時間)」を「全部又は一部(2時間を超えな

い範囲内又は1年につき管理者が指定する時間」に改める。

(磐田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 磐田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成20年磐田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「一部(2時間)」を「全部又は一部(2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の磐田市職員の育児休業等に関する条例第23条第3項の改正規定(「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例の第1条の規定による改正後の磐田市職員の育児休業等に関する条例第23条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

磐田市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第23条 部分休業の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 勤務時間条例第15条の規定による特別休暇（生後1年に達しない生児を育てる職員が、その生児の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。）、勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間又は勤務時間条例第16条の3第1項の規定による子育て部分休業の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇、当該介護時間及び当該子育て部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第23条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、          _____、30分を単位として行うものとする。</p> <p>2 勤務時間条例第15条の規定による特別休暇（生後1年に達しない生児を育てる職員が、その生児の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合に限る。）、勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間又は勤務時間条例第16条の3第1項の規定による子育て部分休業の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇、当該介護時間及び当該子育て部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範</p>

現行	改正案
<p>圏内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>圏内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。</p> <p><u>(第2号部分休業の承認)</u></p> <p><u>第23条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u></p> <p><u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数</u></p> <p><u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数</u></p> <p><u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u></p> <p><u>第23条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p><u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u></p> <p><u>第23条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基</u></p>

現行	改正案
<p>(追加)</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第24条 職員が部分休業_____の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第25条 第14条の規定は、部分休業について準用する_____。</p>	<p>準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</p> <p>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</p> <p>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</p> <p>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</p> <p>第23条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱い)</p> <p>第24条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第22条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p> <p>2 略</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第25条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</p>

磐田市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>(給与の減額)</p> <p>第20条 略</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第20条 略</p>

現行	改正案
<p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>一部</u>（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が、55歳に達した日以後の日で、当該職員の申請において示した日から磐田市職員の定年等に関する条例（平成17年磐田市条例第34号）第2条の定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は子育て部分休業（当該職員が満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者若しくは同条第2項に規定する障害児である子で満9歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が、55歳に達した日以後の日で、当該職員の申請において示した日から磐田市職員の定年等に関する条例（平成17年磐田市条例第34号）第2条の定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は子育て部分休業（当該職員が満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者若しくは同条第2項に規定する障害児である子で満9歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>

磐田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正案
<p>（給与の減額） 第20条 略 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を</p>	<p>（給与の減額） 第20条 略 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を</p>

現行	改正案
<p>養育するため1日の勤務時間の<u>一部</u>（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。））、高齢者部分休業（当該職員が、55歳に達した日以後の日で、当該職員の申請において示した日から磐田市職員の定年等に関する条例（平成17年磐田市条例第34号）第2条の定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。））、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。））、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。））又は子育て部分休業（当該職員が満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者若しくは同条第2項に規定する障害児である子で満9歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>	<p>養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。））、高齢者部分休業（当該職員が、55歳に達した日以後の日で、当該職員の申請において示した日から磐田市職員の定年等に関する条例（平成17年磐田市条例第34号）第2条の定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。））、介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。））、介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。））又は子育て部分休業（当該職員が満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者若しくは同条第2項に規定する障害児である子で満9歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p>